

低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業

健康福祉部福祉総務課  
電話: 457-2321

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,794,000	1,794,000	0	0	0

※繰越明許費

目的	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、給付金を支給する。
背景	国は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「住民税均等割のみ課税世帯への給付」、「こども加算」の実施について成案を得て、これらの給付に対応する予備費の使用を決定した（令和5年12月22日閣議決定）。
事業内容	<p>1 住民税均等割のみ課税世帯への給付</p> <p>(1) 支給対象世帯 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>(2) 対象見込世帯数 13,000 世帯</p> <p>(3) 給付額 1 世帯当たり 10 万円</p> <p>2 低所得者の子育て世帯への給付（こども加算）</p> <p>(1) 支給対象世帯 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金支給対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯</p> <p>(2) 対象見込世帯数等 6,000 世帯（対象児童数 9,700 人）</p> <p>(3) 給付額 18歳以下の児童1人当たり5万円</p> <p>3 基準日 令和5年12月1日</p> <p>4 給付開始時期 令和6年3月（予定）</p>
<p>&lt;支給イメージ&gt;</p> <pre> graph LR     A[浜松市] -- "①確認書送付" --&gt; B[低所得者世帯]     B -- "②確認書の返送" --&gt; A     A -- "③指定口座へ振込" --&gt; B     </pre> <p>※マイナンバーカードの公金受取口座の登録をしている世帯は、オンライン申請可とする予定</p> <p>※一部世帯は、申請書の入手・返送が必要</p>	